

大石南町まちづくり協定運用細則

第 1 章 総則 · · · · ·

(目的)

第 1 条 この細則は、大石南町まちづくり協定（平成 23 年 6 月 18 日締結。以下「協定」という。）第 17 条第 2 項の規定に基づき、協定の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 壁面等の位置の制限 · · · · ·

(壁面等の位置の制限に係る建築物の規模)

第 2 条 協定第 8 条に規定する「小規模な建築物」「大規模な建築物」とは以下の規模の建築物をいう。

「小規模な建築物」：建築物の床面積の合計が 500 m²未満かつその高さが 15m 未満のもの
「大規模な建築物」：建築物の床面積の合計が 500 m²以上又はその高さが 15m 以上のもの

第 3 章 建築物・広告物の形態・色彩 · · · · ·

(屋根の形状)

第 3 条 協定第 9 条に規定する勾配屋根とは、2 方向以上の傾斜を有するものとする。



【参考】大石南町まちづくり協定（抜粋）

(壁面等の位置の制限)

第 8 条 まちなみによとりとうるおいをもたせるため、建築物の壁及び柱は、道路の境界線より以下に定める距離を後退させるものとする。

(1) 戸建住宅・併用住宅等、小規模な建築物については、前面道路から 0.3m 以上。

(2) 中高層共同住宅、工業業務施設、商業業務施設で大規模な建築物については、前面道路から 1.0 m 以上。

(建築物・広告物の形態・色彩)

第 9 条 酒蔵のまちにふさわしいえなみ景観を形成するため、建築物の屋根は勾配屋根とし、建築物の色彩は落ち着いた色調とする等、歴史を活かしたまちに調和する建築物となるよう配慮する。また、広告物は屋根又は屋上等に設置しないようにし、形状、色彩、意匠、その他の表示方法が美観を損なわないよう配慮する。